

市町村交通災害共済条例

(平成18年9月27日)
組合条例第29号

改正 平成24年8月8日組合条例第5号 平成27年1月30日組合条例第3号
平成29年7月31日組合条例第8号 平成30年8月10日組合条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、埼玉縣市町村総合事務組合（以下「組合」という。）規約第4条第3号に掲げる事務を共同処理する市町村（以下「支部」という。）の交通事故による災害を受けた者又はその遺族の救済を目的とする共済制度の実施に關すること及び組合規約第14条第2項に規定する交通災害共済加入者の会費に關することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で、「交通事故による災害」とは、日本国内で発生した次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路における同項第8号に規定する車両又は同項第13号に規定する路面電車の交通に伴う接触、衝突、転落、転覆、その他の事故による人の死傷
- (2) 踏切道における電車等（鉄道による運送營業の用に供する車両をいう。）との接触、衝突、その他の事故による人の死傷

(交通災害共済)

第3条 組合は、組合の行う交通災害共済（以下「共済」という。）に加入した者（以下「会員」という。）が第7条に規定する共済期間中に交通事故による災害を受けたときは、共済見舞金及び身体障害見舞金を給付する。

(会員資格)

第4条 会員となることができる者は、加入申込みのときに支部の区域に居住し、住民基本台帳に記載されている者（以下「加入資格者」という。）とする。

2 当該支部の区域に居住する加入資格者の被扶養者で修学のため支部の区域外に転出している者とする。

(加入の申込み)

第5条 前条に規定する者で、共済に加入しようとする者は、規則で定めるところにより、会費を添え支部長に申込みをしなければならない。

2 会員は共済期間中、重複して共済に加入することができない。

(会費)

第6条 会費は、1人につき年額500円とする。

2 前項に掲げる会費の年額は、年度途中の加入であっても同額とする。

3 既に納入した会費は、還付しない。ただし、規則で定める場合はこの限りでない。

(共済期間)

第7条 共済期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、4月1日以後に加入の申込みをした者については、加入申込みをした日の翌日から当該年度の末

日までとする。

- 2 前項の共済期間が満了する日までの間において、会員が第4条に規定する資格を失った場合でも、共済期間はその満了する日まで有効とする。

(共済見舞金の給付)

第8条 会員が、交通事故による災害を受け、次の各号の一に該当することとなった場合は、会員又はその遺族に対し、別表に定める共済見舞金額表（以下「共済見舞金額表」という。）の災害区分に応じ、共済見舞金を給付する。

- (1) 当該交通事故のあった日の翌日から1年以内に交通事故が原因で、死亡したとき
- (2) 当該交通事故により、入院、通院又は往診による治療実日数が3日以上のもの

- 2 前項の場合において、会員等が警察官に届出をしなかったため又は届出をしたが交通事故証明書が得られない場合は、共済見舞金額表の災害区分傷害2に定めるところにより算出した共済見舞金の額とする。ただし、死亡においては、6万円とする。

- 3 同一の交通事故による災害が第1項各号に該当するときの共済見舞金の額は、同項各号に該当する交通事故による災害について、それぞれ共済見舞金額表に定めるところにより算出した共済見舞金の額のうち、多い額とする。

- 4 共済見舞金の給付を行った後において、当該給付に係る交通事故のあった日の翌日から2年以内（第1項第1号の場合を除く。）に共済見舞金額表に定める災害区分又は入院、通院若しくは往診による治療実日数に変更が生じたときは、当該交通事故による災害に関し給付すべき共済見舞金の額が、既に給付した共済見舞金の額を超えることとなった場合に限り、当該給付すべき共済見舞金の額と既に給付した共済見舞金の額との追加金額を請求により給付する。

- 5 共済見舞金は、交通事故による災害を受けた都度、会員又はその遺族の請求により給付する。

- 6 共済見舞金の給付において、第1項第2号に該当するときの共済見舞金の額の算出に必要な診断書を原本で提出した場合は、共済見舞金額表に定めるところにより算出した共済見舞金の額に、当該診断書1通につき5千円（組合所定の診断書以外の診断書等にあっては3千円）を加えた額を給付する。

(身体障害見舞金の給付)

第9条 組合は、共済見舞金額表の災害区分傷害1の見舞金給付を受けた者が、当該交通事故を直接の原因として、災害の発生した日の翌日から2年以内に身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に掲げる2級以上の障害を残すことになった場合には、身体障害見舞金を会員の請求により給付する。

- 2 身体障害見舞金の額は、80万円とする。

- 3 当該交通事故による身体障害見舞金給付後に当該交通事故による死亡に至ったとしても、前条の規定にかかわらず、これを給付しない。

(請求期間)

第10条 共済見舞金の請求期間は、交通事故による災害の発生した日の翌日から起算して2年とする。

- 2 身体障害見舞金の請求期間は、交通事故による災害の発生した日の翌日から起算して

3年とする。

(遺族の範囲)

第11条 共済見舞金の給付を受けることができる遺族の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出はしていないが、会員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、会員の死亡の当時生計を一にしていた者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で、会員の死亡の当時生計を一にしていた者
- (4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 共済見舞金を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。

(給付の制限)

第12条 組合は、交通事故による災害が次の各号に掲げるものによる場合は、第8条の規定にかかわらず共済見舞金を給付しない。

- (1) 会員又は会員以外の見舞金受取人の犯罪行為
- (2) 会員又はその遺族が不正に共済見舞金の給付を受けようとしたとき
- (3) 会員の故意又は重大な過失があつたとき

イ 故意（自殺、当り屋、共謀して起こした事故等）

ロ 重大な過失（踏切一時不停止による事故、高速暴走運転、その他死傷することが当然である行為による事故）

- (4) 地震、洪水、暴風、その他の天災によって生じた事故

2 組合は、加入者が道路交通法及びその他の法令に違反する行為により交通災害が発生したときは、当該会員に係る共済見舞金の全部又は一部を給付しないことができる。

(見舞金の返還)

第13条 第8条から前条までの規定に違反した場合は、見舞金の全額を即時返還しなければならない。ただし、管理者が止むを得ない事由があると認めるときは、その返還すべき見舞金の一部を免除することができる。

(会員資格の消滅)

第14条 会員が第12条第1項第1号から第3号の規定に違反した場合は、第4条の規定にかかわらず、会員資格を失うものとする。

(交付金)

第15条 組合は、加入者の拡充を図るため、予算の範囲内で加入推進交付金を各支部に交付するものとする。

2 前項に定める加入推進交付金に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第16条 この条例の実施に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

2 この条例の施行日前に、埼玉県市町村交通災害共済条例（平成9年埼交共条例第2号。以下「旧条例」という。）の規定により加入した者は、第5条の規定による加入申込を

した者とみなし、この条例を適用する。

- 3 この条例の規定を適用する場合には、旧条例の規定に基づいて給付された見舞金は、この条例の規定に基づく見舞金の内払とみなす。

附 則（平成 24 年組合条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年組合条例第 3 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年組合条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の市町村交通災害共済条例第 8 条第 6 項の規定は、この条例の施行の日以後に発生した交通事故による災害から適用し、同日前に発生した交通事故による災害については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年組合条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の市町村交通災害共済条例第 6 条の規定は、平成 31 年度以降の共済期間に係る会費から適用し、平成 30 年度の共済期間に係る会費については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

共済見舞金額表

	災害区分	共 済 見 舞 金 の 額
1	死亡	1,200,000円
2	傷害1	入院による治療の日数1日につき2,000円を乗じて得た額と通院又は往診による治療実日数1日につき1,000円を乗じて得た額との合計額。ただし、当該合計額が、20,000円に満たないときは20,000円とし、220,000円を超えるときは220,000円とする。
3	傷害2 (交通事故証明書が 得られない場合)	入院による治療の日数1日につき1,000円を乗じて得た額と通院又は往診による治療実日数1日につき1,000円を乗じて得た額との合計額。ただし、当該合計額が20,000円に満たないときは20,000円とし、60,000円を超えるときは60,000円とする。